

自転車指導啓発重点地区（高松南警察署）



- : 自転車指導啓発重点地区
- ✗ : 令和6年中の自転車人身事故
- : 南署管内

この重点地区でよく見られる
自転車利用者の違反形態



- ※ イヤホン、携帯電話使用
- ※ 並進、右側通行、一時不停止
- ※ 無灯火

警察では、自転車運転者の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を行い、厳正に対処しています。

【重点地区】 ○ 琴電瓦町駅半径2.5km地区

【重点路線】 ○ 国道11号

室新交差点～栗林公園北交差点（約1000m）

○ 県道280号線・市道（塩江街道）

花ノ宮交差点～JR高徳線高架下（約730m）

«選定理由»

- 琴電瓦町駅周辺には、学校・商業施設・オフィスビルが多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、**並進やイヤホン・携帯電話を使用**しながらの危険な自転車が多い
- 自転車同士のすれ違い・追い越し時の**接触事故が多発**している
- 自転車関連事故が多発傾向**
- (R6：南署管内137件中、重点地区内17件)
- 自転車利用者の交通違反に対する取締り要望が多数

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★



1 ながら運転は危険！

警告音が聞こえなかったり片手運転になり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故に繋がる危険な行為です。子供がまねをします。絶対にやめましょう！

2 車道は左側通行、歩道は歩行者優先！

自転車は車道の左側を1列で走行するのが基本です。自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

3 「とまれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止をしましょう。